【記載例~養育費子ども2人の記載例】

差 押 債 権 目 録(1)

(請求債権目録(1)の債権について)

- 1 金180,000円 (請求債権目録(1)記載の1)
- 2 (1) 令和3年4月から令和10年5月まで,毎月末日限り金30,000円 ずつ(請求債権目録(1)記載の2(1))
 - (2) 令和3年4月から令和12年8月まで,毎月末日限り金30,000円 ずつ(請求債権目録(1)記載の2(2))

債務者(○○支店勤務)が,第三債務者から支給される,本命令送達日以降支払期の到来する下記債権にして,頭書1及び2の金額に満つるまで

ただし、頭書2の(1)及び(2)の金額については、その確定期限の到来後に支払期が到来する下記債権に限る。

記

- 1 給料(基本給と諸手当,ただし,通勤手当を除く。)から所得税,住民税及び社会保険料を控除した残額の2分の1(ただし,上記残額が月額66万円を超えるときは,その残額から33万円を控除した金額)
- 2 賞与から1と同じ税金等を控除した残額の2分の1 (ただし,上記残額が66万円を超えるときは、その残額から33万円を控除した金額)

なお、1及び2により弁済しないうちに退職したときは、退職金から所得税 及び住民税を控除した残額の2分の1にして、1及び2と合計して頭書金額に 満つるまで

差 押 債 権 目 録(2)

(請求債権目録(2)の債権について)

金1,000,300円

債務者(○○支店勤務)が、第三債務者から支給される、本命令送達日以降支 払期の到来する下記債権にして、頭書金額に満つるまで

記

- 1 給料(基本給と諸手当。ただし,通勤手当を除く。)から所得税,住民税及び 社会保険料を控除した残額の4分の1(ただし,上記残額が月額44万円を超 えるときは,その残額から33万円を控除した金額)
- 2 賞与から1と同じ税金等を控除した残額の4分の1 (ただし,上記残額が4 4万円を超えるときは、その残額から33万円を控除した金額)

なお、1及び2により弁済しないうちに退職したときは、退職金から所得税及び住民税を控除した残額の4分の1にして、1及び2と合計して頭書金額に満つるまで